

視能訓練士について

眼科 視能訓練士

鴻池 美穂

視能訓練士 (certified orthoptist)とは

昭和46年5月14日

視能訓練士法 成立

昭和46年5月20日

視能訓練士法 公布

国家資格 です！

資格取得者

全国 約 14,000人
(8割が女性)

富山県 約 100人
(うち男性は10数人)

2017年3月31日現在

視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)

第二条(定義)

この法律で「視能訓練士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障がいのあるものに対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者をいう。

両眼視とは・・・

二つの眼で見たものを脳で一つに
まとめてみることで得られる高度な
機能。

乳幼児期に斜視や弱視があると、
両眼視機能が十分に獲得できない
ままになってしまう。

昭和32年 国立小児病院(現 国立小児医療センター)において2名の視能矯正専門職誕生。

斜視とは・・・

両眼の視線の方向が合わないもの。
片方の眼が目標に視線が向いている時に、
他方の眼が目標と違うところに視線が向いている
もの。

弱視(医学的弱視)とは・・

器質的疾患はないが、視力の発達時期にその発達を邪魔する因子(斜視や屈折異常：強い遠視など)があるものです、言いかえると乳幼児期に正しく見るための条件が整っていないので、視力が未発達であるもの。

生まれてから毎日正しく見続けることによって視力は獲得されていくのですが、この視力の発達には8歳～9歳までとされています。

斜視や弱視をもって生まれた
子供への訓練や検査が

『 視能訓練士 』

の始まりです。

斜視や弱視をもって生まれる子供は
全体の2%程度。

視能訓練士の業務

1. 眼科一般検査
2. 視能矯正
3. 検診業務
4. リハビリ指導

1.眼科一般検査

視力検査、屈折検査、眼圧検査、視野検査、眼底写真の撮影や解析など。

初診の方は・・・ 問診→屈折・視力検査→眼圧検査→診察

問診 視能訓練士全体の7割は通常業務(協会調べ)

緊急性のある患者さんや、流行性角結膜炎などの感染を疑う患者さんを見極めることが重要。

医師による問診・診察後、視野検査や眼鏡合わせ、眼球運動検査などの後、必要に応じて散瞳剤点眼。その後眼底写真撮影、OCTなど。⇒再度診察へ

2.視能矯正

斜視・弱視患者さんの眼位・眼球運動検査、調節麻痺剤を使った精密屈折検査、訓練、指導など。

(治療方針について、医師と積極的に話し合うことも多いです。)

3.検診業務

保健所、学校、会社などでの集団検診。

主なものは三歳児健診。

(H4年から数年間、富山市や立山町に出向いたことがあります。)

4.リハビリ指導

低視力者（LOW VISION）へのロービジョンケア。
高齢化社会や生活習慣病の蔓延に伴い、残念ながら視機能が十分に回復しない方が増えています。そのような方に残っている視力や視野を最大限活かすためにルーペなどの拡大鏡や拡大読書器、遮光眼鏡など補助具に関する情報提供をし、選定をしたり使い方の指導を行ったりします。

臨床では・・・3.の集団検診を除いてそれぞれの業務を絡めて行っています。

問診で気になれば、斜視の検査をします。視力を測りながら視野異常を疑えば視野検査へとつなげて、その結果で医師と相談のもと視覚障害の障害認定申請のための説明をしたりロービジョンケアへつなげたりと、並行して行っています。